



愛媛労働局発表
令和3年8月31日

【担当】

愛媛労働局雇用環境・均等室

室長 平井 千恵子

企画・調整係長 坂本 幸穂

(電話) 089 (935) 5222

(FAX) 089 (935) 5210

報道関係者 各位

「業務改善助成金」オンライン説明会を開催します

～令和3年8月から特例的な要件の緩和・拡充がなされました～

愛媛労働局（局長 瀧原章夫）では、中小企業・小規模事業者の皆様にも、業務改善助成金を有効にご活用いただくため、「業務改善助成金」オンライン説明会を開催します。

業務改善助成金は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。令和3年8月から、特に業況の厳しい事業主に対する特例的な要件の緩和・拡充がなされました。（資料 No. 1）

説明会終了後は個別相談会を実施します。

「業務改善助成金」オンライン説明会（資料 No. 2）

- 日 時：令和3年9月 6日（月）13:30～14:30
9月 8日（水）13:30～14:30
9月10日（金）13:30～14:30
9月14日（火）10:00～11:00
- ※説明会終了後、個別相談会を実施します。
- 内 容：業務改善助成金の活用について
働き方改革推進支援センターのご案内
- 定 員：各回 50 社（先着順）
- 対 象：企業の人事労務担当者 等
- 申込受付：愛媛労働局雇用環境・均等室（FAX：089-935-5210）
- 申込期限：各開催日の3日前（土日除く開庁日）まで

《参考資料》

資料 No. 1 業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充（チラシ）

資料 No. 2 業務改善助成金オンライン説明会 参加申込書

資料 No. 3 令和3年8月から「業務改善助成金」が使いやすくなります（リーフレット）

1. 特に業況の厳しい事業主※への特例

※前年又は前々年比較で売上等▲30%減

① 対象人数の拡大・助成上限額引上げ

現行では、賃金引上げ対象人数について、最大「7人以上」としているところ、最大「10人以上」のメニューを増設し、助成上限額を450万円から600万円へ拡大。

賃金引上げ労働者数	20円コース	30円コース	45円コース (新設)	60円コース	90円コース
1人	20万円	30万円	45万円	60万円	90万円
2～3人	30万円	50万円	70万円	90万円	150万円
4～6人	50万円	70万円	100万円	150万円	270万円
7～9人	70万円	100万円	150万円	230万円	450万円
10人以上 (新設※)	80万円	120万円	180万円	300万円	600万円

(※) コロナ禍で特に影響を受けている事業主（前年又は前々年比較で売上等▲30%減）に加え、事業場内最低賃金900円未満の事業場も対象。

② 設備投資の範囲の拡充

現行では自動車(特種用途自動車を除く)やパソコン等の購入は対象外。コロナ禍の影響を受ける中であっても、賃金引上げ額を30円以上とする場合には、以下の通り、**生産性向上に資する自動車やパソコン等を補助対象に拡充**。

- ・ 乗車定員11人以上の自動車及び貨物自動車
- ・ パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器(新規導入)



2. 全事業主を対象とする特例

① 45円コースの新設

現行で最も活用されている30円と60円の間にも**45円コースを増設**。選択肢を増やすことで使い勝手が向上。

② 同一年度内の複数回申請

現行では、同一年度内の複数回受給を認めていないが、年度当初に助成金を活用し、賃上げを実施した事業場であっても、10月に最賃の引上げが行われ、再度賃上げを行うケースが想定されるため、**年度内の複数回申請を可能とする**。

業務改善助成金オンライン説明会

主催：愛媛労働局

業務改善助成金を県内の中小企業・小規模事業者の皆様にも有効にご活用いただくため、制度の説明会及び個別相談会を開催します。是非、ご参加ください。

◆ 業務改善助成金 ◆

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った場合に、その費用の一部を助成します。

令和3年8月から、制度の内容が大幅に拡充されています！！

※詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

業務改善助成金

検索

1 日時

9月6日（月）13：30～14：30

9月8日（水）13：30～14：30

9月10日（金）13：30～14：30

9月14日（火）10：00～11：00

参加費無料（要事前申込）

各回定員：各50社

※説明終了後、オンラインによる個別相談を行います。
個別相談は1社あたり30分程度予定

2 説明内容

- ・最低賃金の改正について
- ・業務改善助成金の活用について
- ・働き方改革推進支援センターのご案内



3 対象事業場

「Zoom」によるオンライン研修が可能な事業場で、事前に参加申込書(裏面)により申し込みを行った事業場

4 参加申込・申込期限

参加申込は、裏面申込書にご記入の上、FAX等により各開催日の3日前（土日除く開庁日）までに行ってください。

申込書が届き次第、貴事業場の参加日時を決定したうえ、参加する説明会日時、説明会に要する資料及び「Zoom」の使用に必要な「ミーティングID」及び「パスワード」に関する通知書をお送りいたします。

問い合わせ先 愛媛労働局雇用環境・均等室

〒790-8538 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階

☎ 089(935)5222 担当：坂本、須之内、石田

令和3年8月から

《愛媛版》

「業務改善助成金」が使いやすくなります

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
を行った場合に、その費用の一部を助成します。



詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索

変更後のコース内容

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ※793円～823円（R3.9.30まで） ※821円～851円（R3.10.1以降） ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5（※2） 生産性要件を満たした場合は 9/10
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上（※1）	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上（※1）	120万円		
(新設) 45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上（※1）	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上（※1）	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上（※1）	600万円		

（※1）10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

（※2）ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

その他の変更点

- ◆ PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。
※特例のうち、②生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限ります。
- ◆ 同一年度内に複数回（2回まで）申請することができます。

ご留意頂きたい事項

- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、
最寄りの都道府県労働局に提出
※申請先は、愛媛労働局雇用環境・均等室

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施

労働局に
事業実施結果
を報告

審査

支給

お問合せ・ 申請先

一般のお問い合わせは、**業務改善助成金コールセンター**へ
電話 **03-6388-6155**（受付時間：平日 8:30～17:15）
【申請先】愛媛労働局 雇用環境・均等室
電話 089(935)5222 〒790-8538 松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎6階

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



～業務改善助成金の活用事例～

業務改善 事例1 業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

企業概要 【所在地】三重県 【従業員数】26人 【事業内容】建築物清掃業
【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。
清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。

清掃業務の負担を軽減し、日程調整や書類作成も効率化したい



さらなる工夫

受発注は電話のみで行うことが大半だったが、メールとアプリを活用し、スケジュール表で可視化できるようにした。

実施内容 業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

成果 清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、活用可能な助成金を検索

業務改善 事例2 テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

企業概要 【所在地】福岡県 【従業員数】9人 【事業内容】飲食業
【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。
注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を図りたいと考えました。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい



さらなる工夫

揚げ物の揚げ時間を短縮できる機器や、飲み放題用のセルフ式設備の導入により、従業員のさらなる業務負担軽減を進めた。

実施内容 テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

成果 注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索